

# 令和7年度「再商品化実施委託単価」 ・令和6年度「拠出委託単価」並びに 申込にあたっての注意事項等について

## － 目 次 －

1. 令和7年度「再商品化実施委託単価」	P. 1
2. 令和6年度「拠出委託単価」	P. 2
3. 請求に関するご連絡	P. 3
4. 同封書類の一部変更について	P. 4
5. 「市町村への資金拠出制度」のしくみ	P. 4
6. 申込にあたっての注意事項（間違いやすい申込事例）	P. 5

# 1. 令和7年度「再商品化実施委託単価」

令和7年度にお支払いいただく令和7年度再商品化実施委託単価（税抜）は、以下の通りです。

		令和7年度再商品化実施委託単価（税抜）		ご参考：令和6年度（税抜）	
		（単位：円/ト）	（単位：円/kg）	（円/ト）	（円/kg）
ガラスびん	無色	11,000	11.0	10,400	10.4
	茶色	13,900	13.9	13,500	13.5
	その他の色	20,200	20.2	21,400	21.4
PETボトル		8,800	8.8	6,500	6.5
紙製容器包装		22,000	22.0	25,000	25.0
プラスチック製容器包装		63,000	63.0	62,000	62.0

「再商品化実施委託単価」は、「令和7年度に見込まれる支出の総額（再商品化総費用）」（①×②+③=④）を「令和7年度に見込まれる再商品化委託申込みの総量」（⑤）で除して算出しています。

$$\text{再商品化実施委託単価} = \frac{\text{①市町村からの引取り見込み量} \times \text{②再商品化事業者見込み委託単価} + \text{③協会経費}}{\text{⑤ 特定事業者等からの再商品化委託申込み見込み量}}$$

①市町村からの引取り見込み量	協会が実施した市町村引き渡し量の調査の結果等を勘案し算出
②再商品化事業者見込み委託単価	素材ごとに、トン当たりの再商品化のコストを、近年の落札価格をもとに算出
③協会経費	租税公課、コンピュータ処理料、家賃、人件費、事業部の運営に必要な経費などで、既往実績等を勘案したうえ算出
④再商品化総費用	上記①×②+③により算出
⑤特定事業者等からの再商品化委託申込み見込み量	令和7年度の再商品化義務総量、前年度の特定事業者等からの申込み量等を勘案し算出

## <令和7年度再商品化実施委託単価の算出根拠：金額は税抜>

		①市町村からの引取り見込み量（トン）	②再商品化事業者見込み委託単価（円/トン）	③協会経費（千円）	④再商品化総費用（千円） = (①×②) + ③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込み見込み量（トン）	令和7年度再商品化実施委託単価 ④÷⑤ （円/トン）
ガラスびん	無色	100,000	9,800	84,826	1,064,826	95,900	11,000
	茶色	102,000	11,200	84,826	1,227,226	88,300	13,900
	その他の色	131,000	18,000	84,826	2,442,826	120,600	20,200
PETボトル		7,800	58,000	928,725	*1,381,125	158,000	8,800
紙製容器包装		5,600	14,500	327,139	408,339	18,950	22,000
プラスチック製容器包装		704,620	63,000	930,000	45,321,000	726,300	63,000

注) 上表の①引取り見込み量及び②再商品化事業者見込み委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。有償分に係る収入は市町村に拠出されます。なお、端数調整のため、必ずしも(①×②)+③が④と等しくならないケースがあります。また、再商品化実施委託単価は端数調整しております。

※特定事業者が負担する費用は、再商品化委託費用(①×②)と協会経費(③)の合計額となります。PETボトルの協会経費の額は、消費税負担分(1,301,100千円)を含めると1,941,972千円となりますが、令和7年度の有償入札収入見込額(11,145,716千円)に関する預かり消費税(1,013,247千円)を充当できるため、実質的な経費負担は928,725千円となり、再商品化総費用は1,381,125千円となります。

## 2. 令和6年度「抛出委託単価」

令和7年度にお支払いいただく令和6年度抛出委託単価(税抜)は、以下の通りです。

		令和6年度抛出委託単価(税抜)		ご参考：令和5年度(税抜)	
		(単位：円/ト)	(単位：円/kg)	(単位：円/ト)	(単位：円/kg)
ガラスびん	無色	0	0	0	0
	茶色	0	0	0	0
	その他の色	0	0	0	0
PETボトル		1,800	1.8	1,400	1.4
紙製容器包装		0	0	0	0
プラスチック製容器包装		0	0	0	0

「抛出委託単価」は、「合理化抛出金(市町村への抛出金の見込額)」 $((①-②) \times 1/2 = ③)$ を、「再商品化委託申込見込量」(④)で除して算出します。金額は全て税抜で計算しております。

$$\text{抛出委託単価} = \frac{((①\text{想定額} - ②\text{「現に要した費用」の見込額}) \times 1/2)}{④\text{再商品化委託申込見込量}}$$

①想定額	「想定単価」(令和2～4年度、3ヵ年の再商品化事業者への支払実績単価の平均値。令和5～7年度、3ヵ年固定の予定)に、「想定量」(市町村の毎年の申込量=契約量。特定事業者負担分のみで、市町村が負担している小規模事業者分は含まれません)を乗じて算出
②「現に要した費用」の見込額	市町村からの引き渡し契約量並びに令和6年4月から8月末までの再商品化実績等、毎年度の傾向値等を参考として、素材別の「現に要した費用の見込額」を算出
③合理化抛出金(市町村への抛出金)の見込額	「令和6年度合理化抛出金の見込額」は、「想定額」から「現に要した費用の見込額」を差し引いた金額に、 $1/2$ を乗じることで算出
④再商品化委託申込見込量	当協会が令和6年度分として特定事業者から委託を受ける見込の再商品化委託申込量の総量

<令和6年度抛出委託単価の算出根拠：金額は税抜>

		①想定額 (円)	②「現に要した 費用」の見込額 (円)	③ = (① - ②) × 1/2 合理化抛出金 の見込額 (円)	④再商品化 委託申込み 見込み量 (トン)	令和6年度 抛出委託単価 (円/トン)
ガラスびん	無色	601,623,103	783,358,000	0	85,000	0
	茶色	644,512,237	849,997,000	0	70,000	0
	その他の色	1,739,783,711	1,838,977,000	0	110,000	0
PETボトル		853,240,647	320,967,161	266,136,000	152,647	1,800
紙製容器包装		37,287,135	53,311,000	0	19,766	0
プラスチック製容器包装		39,162,440,369	42,294,211,000	0	805,000	0

注1) 市町村への合理化抛出金は、想定額よりも「現に要した費用」が下回ってはじめて抛出されます。

注2) 計算の結果、③ = (① - ②) × 1/2がマイナスあるいは0(ゼロ)となる場合、抛出委託単価は0(ゼロ)となり、合理化抛出金は生じません。

注3) 合理化抛出金の見込額、再商品化委託申込見込量、抛出委託単価は端数調整しています。

### 3. 請求に関するご連絡

#### <令和7年度再商品化実施委託料金の支払>

特定事業者の皆様がお支払いになる「再商品化実施委託料金」は、当該年度の年間でお支払いになる「再商品化実施委託料金」の総額（税抜）に応じて、以下の方法により、お支払いいただくこととなります。

再商品化実施委託料金総額（税抜）	支払方法	4月	7月	10月	1月	申込用紙1における記載
3千万円以上	2分割	50%	50%	—	—	1
	4分割	40%	30%	15%	15%	2
10万円超、 3千万円未満	一括払	—	100%	—	—	3
	3分割	—	50%	25%	25%	4
10万円以下	一括払	—	100%	—	—	5

注1) 前年度以前の再商品化委託を申し込まれている方で、精算金（余剰金・不足金）が発生した場合には、7月にお支払いの再商品化委託料金に加減して請求いたします。それでもまだ余剰金が残存する場合は、次回以降お支払いの再商品化委託料金と順次相殺します。

注2) 万一、協会が定めた申込期限に申込書の提出が遅れた場合、分割払いの支払金額を合算のうえ請求させていただくことがありますのでご了承ください。

#### <請求書の送付について>

令和6年度より「紙による請求書の送付を希望しない」ことを申込時に選択できるようになりました。この選択により紙の請求書は郵送されませんので、請求書発行のメール通知が送付されたタイミングで当協会オンラインシステムREINSへログインいただき、請求情報照会メニューよりダウンロードしていただくこととなります。

また、令和7年度からは、お申込みをした特定事業者以外の委託会社等に請求書を送付できるよう、送付先情報の追加が可能となりました。

しかしながら、各特定事業者の皆様が導入されているクラウド上での請求書システム等へ、当協会から請求情報をアップロードする等の個別対応はしておりませんのでご了承ください。

#### <請求書の内訳明細項目について>

令和7年6月に請求する金額は、下表に記載した項目の合算金額（消費税等込み）となります。請求書においては、各項目に係る内訳の明細書を添付させていただく予定です。

<表 令和7年6月下旬に送付する「請求書」の内訳明細項目>

請求書の内訳明細項目	
令和7年度再商品化委託申込関連	1) 令和7年度実施委託料金
令和6年度再商品化委託申込関連	2) 令和6年度拠出委託料金
	3) 令和6年度実施委託料精算金
令和5年度再商品化委託申込関連	4) 令和5年度拠出委託料精算金
特定事業者への請求金額 = 1) + 2) - 3) - 4)	

#### <振込用紙の一部廃止について>

ネットバンキングの普及、ペーパーレス化の進展に鑑み、令和7年度分の請求以降、銀行用振込用紙を同封しないこととなりました。金融機関備え付けの振込用紙もしくはネットバンキングでのお振込みをお願いいたします。郵便局（ゆうちょ銀行）の振込取扱票は引き続き同封しております。

#### <特定事業者が当協会（指定法人）に支払う再商品化委託料金の税務上の取り扱いについて>

特定事業者の皆様が当協会（指定法人）に支払う再商品化委託料金の税務上の取り扱いに関しましては、支出した日の属する事業年度の損金として処理されるようお願い申し上げます。

なお、決算日以降に支払いが予定されている再商品化委託料金を、未払金として決算処理することはできませんのでご注意ください。

## 4. 同封書類の一部変更について

ペーパーレス化やコストダウン、環境負荷軽減の観点から、従来、再商品化委託申込書類に同封しておりました「重要資料集」内の一部資料について、ホームページより参照いただく形式へと変更させていただきました。

お手数ですが、以下の資料につきましては、当協会ホームページ ([https://www.jcpra.or.jp/specified/used\\_data/tabid/117](https://www.jcpra.or.jp/specified/used_data/tabid/117)) でご覧ください。

- 令和7年度算定係数一覧表
- 令和7年度再商品化委託承諾書（見本）
- 令和5年度再商品化委実施委託料金・令和4年度拠出委託料金精算金額計算方法
- 令和5年度収支決算（正味財産増減計算ベース）の概要について
- 「再商品化実施委託単価」並びに「分別収取計画量／再商品化計画量等」について

## 5. 「市町村への資金拠出制度」のしくみ

事業者や市町村、消費者が連携して、社会全体としてリサイクル（再商品化）の合理化・効率化に取り組むという考え方にに基づき、効率化が図られた場合は、その成果を事業者から市町村に拠出する、という容り法第10条の2に規定されている連携のしくみです。

具体的には、想定していたリサイクル（再商品化）費用（＝想定額）よりも実際にかかったリサイクル（再商品化）費用（＝現に要した費用）が少なく済んだ場合に、その差額の1／2に相当する金額を、事業者側から市町村側に拠出する制度です。残りの1／2は事業者の貢献による成果とみなされます。

各市町村への資金の配分は、質の高い分別収集・選別保管を促進するため、市町村ごとの分別基準適合物の質やこれによる再商品化費用の低減額を評価して行われます。

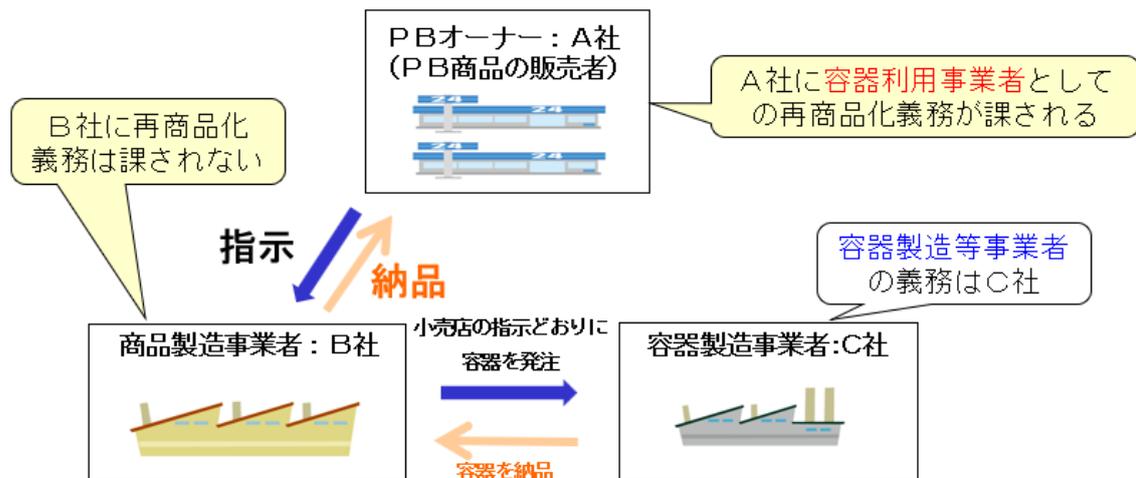
「市町村への資金拠出制度」のしくみについては、当協会のホームページをご確認ください。  
(URL : <https://www.jcpra.or.jp/municipality/contribution/tabid/384>)

## 6. 申込にあたっての注意事項（間違いやすい申込事例）

多くの特定事業者の皆様におかれましては、法令に基づき、またCSR・コンプライアンス・SDGs等の観点から正しく義務を履行されていると思われます。しかしその一方で、当協会への申込みがない、または申込みがあったとしても間違った考え方で申込みをしているケースが散見されます。そのため、間違いやすい事例をご説明します。

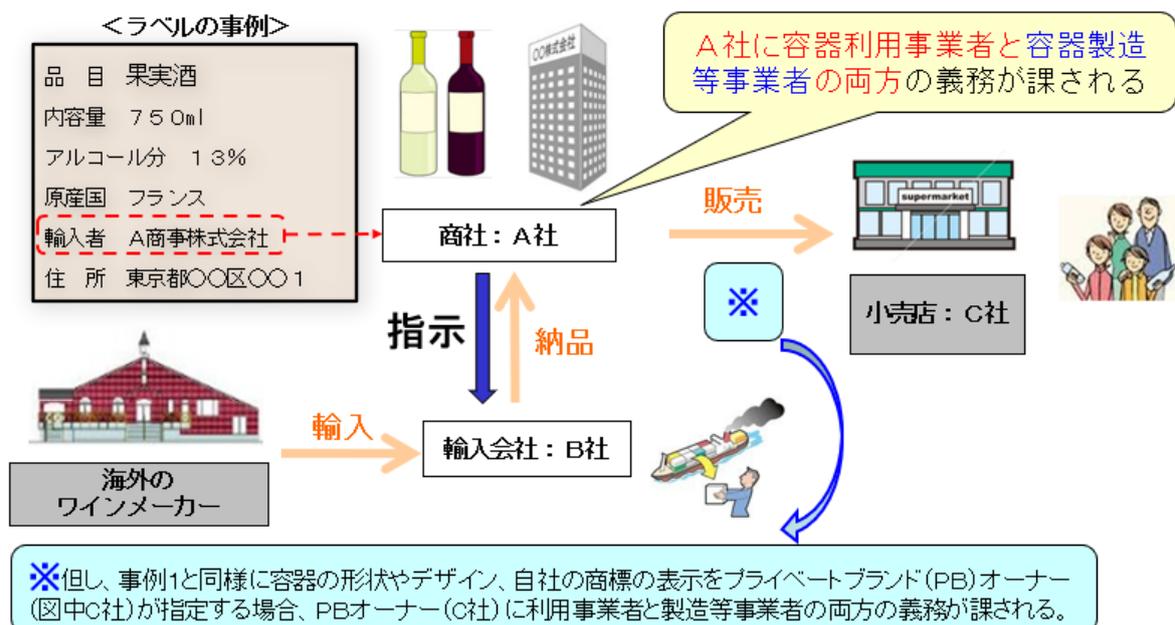
### 事例1：プライベートブランド（PB）商品の再商品化義務

容器の形状やデザイン、自社の商標の表示をプライベートブランド（PB）オーナー（下図A社）が指定する場合、PBオーナー（A社）に『容器利用事業者』の義務が課される。



### 事例2：輸入の委託・受託における再商品化義務

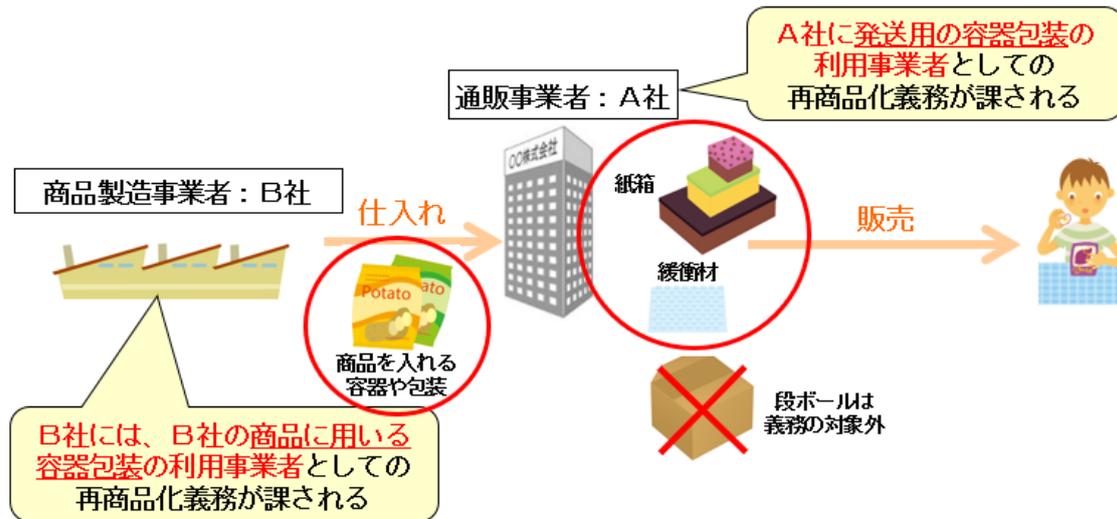
下図商社A社が輸入会社B社に対し、ボトル（ガラスびん）入りのワインの輸入を委託した場合、A社に容器利用事業者と容器製造等事業者の両方の義務が課される。



### 事例3：通信販売事業（ECサイト出店を含む）における再商品化の義務

#### ケース1 仕入れた商品を通信販売する場合

通信販売事業者が仕入れた商品を通信販売する場合には、商品の発送用に利用する箱（段ボールを除く）や緩衝材（容器又は包装に該当）などの『容器包装利用事業者』の再商品化義務が課される。



#### ケース2 商品製造事業者が通信販売する場合

商品製造事業者が通信販売する場合、中身の商品に用いる容器や包装と併せて、商品の発送用に利用する箱（段ボールを除く）や緩衝材（容器又は包装に該当）などの両方について『容器包装利用事業者』の再商品化義務が課される。

